

- 1 意見募集期間
令和2年12月21日（月）から令和3年1月20日（水）まで
- 2 意見の提出者数及び意見等件数
提出者数 12人
意見等件数 67件
- 3 意見の内容と市の考え方
I 基本構想に関する意見（II基本計画と共通の意見を含む）

【意見番号】 該当箇所	意見の内容	市の考え方
【1】P1 1. 策定の趣旨	<p>子育て支援と保健事業を所管する組織を同じ部にして、一つの所管で一体的に政策に取り組む。たとえば、「こども健康部」とか。</p> <p>公共施設再編の過程で、単なる統廃合ではなく、新たな機能を付加して総合的に政策を推進するための貴重な施設と考える。そのため、その機能が十分に発揮できるように、指揮命令系統をできるだけすっきりさせ、スタッフが一枚岩で取り組めるようにすることが必要と考えるため。</p> <p>単なる物理的な建物の集合体にならないためにも、組織改正を望む。</p>	<p>この基本構想・基本計画は、施設の整備に関するものとなりますので、市の組織改編とは別に検討を進めていくこととなります。</p> <p>御意見のとおり施設の円滑な運営のためには、指示命令系統や責任の所在等を明確にしておく必要がありますので、リスク管理も含め検討していきます。</p>
【2】P3～P4 1.3 整備予定地の現状 P15 2.3 新施設に対するニーズ 表中「施設的设计検討段階における留意事項について」 P23 1.1 敷地条件 P25 1.2 (1)配置計画	<p>予定地は学校等が集積したエリアにあり、特に登校時間帯には新施設により周辺道路では交通量の大幅な増加が予想されます。周辺道路は歩道もなく幅員も狭いため、渋滞の悪化や事故の発生リスクが上がります。</p> <p>新施設による交通影響を予測した上で渋滞の悪化や事故が発生しないよう、周辺の道路別に具体的な対策を示す必要があると考えます。</p> <p>特に石原小の北東側の交差点付近では、登校時間帯に混雑が生じており、新施設により危険性と混雑度が増すと予測されます。また、予定地に接続する道路は生活道路であり、敷地条件の中で幅員を整理していますが、実際には、電柱等により、有効幅員はさらに狭くなっています。</p> <p>新施設の規模や特性を踏まえた交通影響の予測が必要であると考えていますが、計画案では示されていません。地域住民の理解を得るには、交通影響の予測と必要な道路整備について十分な説明が必要と考えています。</p>	<p>保育所の送迎による交通量の増加量については、統合対象となる4保育所の登降所実績から予測をしています。</p> <p>保育所の定員数は150人程度を見込んでいますが、そのうち、小・中学校の登校と重なる7時30分から8時の間に登所する児童は、今年度の調査では23%、概ね20～25%と予測されますので、 $150 \text{人} \times 0.23 = 34.5 \text{人}$ となります。</p> <p>現在の保育所の立地と（仮称）中央保育所の立地から、東側道路と西側道路の利用者を50%ずつと想定すると、全員が車による送迎だったとしても、30分間で18台、10分あたり6台程度の交通量の増加となります。</p> <p>以上の想定をもとに必要な対策を検討していきます。</p> <p>西側道路については、石原小学校の協力により拡幅する事を検討しています。</p>
【3】P5 1.4 機能移転・統廃合対象施設の現況 （仮称）中央保育所の新設	<p>市内4保育所を蚕業試験場跡地に統廃合するのに反対です。</p> <p>現状でも、入所待機者がいるのに玉井保育所地域から通園できない。</p>	<p>玉井保育所の統合に伴う定員減に対しまして、令和3年度に、JR籠原駅周辺における民間保育施設（幼保連携型認定こども園）の整備が予定されていることから、これにより現在と同等の定員数が確保される見込みです。</p> <p>また、他のエリアにおいても、民間事業者による新たな保育施設整備の意向があることから、地域の保育需要を踏まえた上で、定員確保に努めていきます。</p>

【意見番号】 該当箇所	意見の内容	市の考え方
<p>【4】P5 1.4 機能移転・統廃合対象施設の現況 (仮称)中央保育所の新設</p>	<p>中央保育所の構想は廃止し、今までの各保育所の施設を充実させる。</p> <p>保育所を一カ所にまとめるのは、保育所利用者が子どもを預けてから仕事に行く、ということから考えると無理があると思う。</p> <p>預ける人の住まいの近くに保育所があるというのが重要な設置条件になると思うので、一カ所にまとめるのは反対である。</p> <p>今の施設を更新するのに十分な土地がないのなら、市の将来を託す子どもたちのためなのだから、思い切って土地の拡充を行えば良いのではないのでしょうか。</p>	<p>少子高齢化の進行に伴い、今後も人口は減少することが見込まれており、社会保障費の増大や税収の減少等により、市の財政状況は更に厳しさを増すこととなります。</p> <p>こうした状況を見据え、今後、保育施設を適正かつ効率的・効果的に運営するため、今回の保育所統合を進めることとしたものです。統合後の(仮称)中央保育所については、市街地中心部に位置することや、新設する(仮称)こどもセンターとの連携等を考え、通常保育に加え、子育て家庭のニーズが高い、一時預かり事業を新たに行うなどし、より幅広い保育ニーズに応えていきたいと考えています。</p> <p>また、今回、保育所を統合するエリアにおいて、来年度以降、民間保育事業者による施設整備の意向もありますことから、保護者の保育ニーズも踏まえ、必要な保育が適切に提供できるよう努めていきます。</p>
<p>【5】P13 2.1 (2)児童施設の現状と課題</p>	<p>「子育て世代包括支援センター」の利用年齢について、18歳まで利用できることが、その保護者には認知されていないのではないか。</p> <p>「子育て世代包括支援センター」の利用を周りから聞いたことがない。情報として、18歳まで相談できる事実を見聞きする機会(媒体)が少ない。</p>	<p>利用年齢については、パンフレット等で18歳までとPRしていますが、広く周知が図られるよう、今後も広報活動に努めていきます。</p>
<p>【6】P13 2.1 (2)児童施設の現状と課題</p>	<p>文中「すべての児童」をもっと具体的な言葉で表現して欲しい。</p> <p>障害のある子どもの保護者は、「すべての児童」と表現されても自らのこと(我が子)とは捉えにくい。健常児のこととして捉える傾向が強いためであるが、障害のある子どもの保護者、支援者、その他、健常児の保護者にもわかりやすく伝わる表現が良い。</p>	<p>ここは、その前の児童館の除却を受けての記述になります。廃止が予定されている、荒川・東・石原児童館の利用者(=児童館のある地域だけの児童)だけではないという意味で「すべての児童」という表現を用いています。</p> <p>前後の文章のつながりから、原案のとおりとします。</p>
<p>【7】P13 2.1 (4)保健施設の現状と課題 7行目、「関係機関の連携との強化」</p>	<p>市内外の組織との連携がより一層充実するように、連携の進む体制を検討いただきたい。</p> <p>母子保健分野の関係機関との連携強化という点では、市の組織のみならず県の児童相談所や保健所も強く連携を希望しているが、なかなかうまく行かないと聞いている。</p>	<p>今回の施設整備により、子育て支援施設と保健事業施設との連携強化を図るとともに、県の関連機関と課題を共有し、緊密な連携を図り、施設を運営していきます。</p>
<p>【8】P14 2.2 新施設が応える政策的・地域的課題 「子育てを応援するまちづくり」</p>	<p>安心して仕事に復帰できるように保育所の整備・増員 産休・育児休暇を取った後、スタッフが復帰しようにも子供を預けられない状況。保育所の入所可能状況を見るとほとんど空きがない！これでは子育てを応援するまちとは言えない。</p> <p>保育所機能を市街地にまとめるのは良いが、玉井保育所などは籠原地区、できれば駅近など利便性の良い場所を検討して欲しい。</p>	<p>JR籠原駅周辺においては、令和3年度に新たな民間保育施設(幼保連携型認定こども園)の整備が予定されています。</p> <p>また、他のエリアにおいても、民間事業者による新たな保育施設整備の意向があることから、地域の保育需要を踏まえた上で、定員確保に努めていきます。</p>
<p>【9】P14 2.2 新施設が応える政策的・地域的課題 「健康で安全・安心に暮らせるまち」</p>	<p>栄養面のみならず、よく咬み、健全な口腔機能→全身を鍛えるための食育の推進</p> <p>幼・小児期からしっかり咬むことに重点を置いた食育は健全な口腔機能、そして体を作るためにとても重要と思います。例えば、保育所等の給食の内容も良く検討したり、施設の中に食の大切さを各家庭に伝える食育カフェなどを設けるのは如何か。</p>	<p>乳幼児期は、食べる、飲み込む等の口腔機能の基礎がつけられる重要な時期であるため、離乳食教室や離乳食相談の場面では、口腔機能の発達に応じた食べ方ができるよう、より一層支援していきます。</p> <p>公立保育所の給食では、これまでも食育を考慮した献立を用意しており、給食日より等で保護者にも食育について啓発を行っているところです。いただきました御意見も踏まえ、今後も研究していきます。</p> <p>また、(仮称)こどもセンターの調理室を利用した食育の実施を検討していきます。</p> <p>なお、カフェについては、民間事業者への調査結果等を踏まえ、検討していきます。</p>

【意見番号】 該当箇所	意見の内容	市の考え方
<p>【10】 P14 2.2 (2) 地域的観点から見た課題</p>	<p>魅力的な現代公共建築の不足という項目を追加して欲しいです。本市には魅力的な現代の公共建築が少ないと実感しています。本事業で計画されている建築は、メインは子どものためであると思います。是非子ども達にとって何度も訪れたいとなる実家のような、ずっと残したいと思える建築を実現して欲しいです。本事業のプログラムは複雑なため、知識、先行事例のある建築家への依頼を是非検討して頂きたいです。</p>	<p>外観や内装は、利用する子どもたちに愛着をもってもらえるような施設となるよう検討していきます。</p>
<p>【11】 P14 2.2 (2) 地域的観点から見た課題 P25 1.2 (1) 配置計画 など</p>	<p>子育て・保健関連施設が集積したエリアへの新施設の配置計画ですが、一方で、地域の課題として憩いの場となる公園など不足を挙げています。地域課題に応えるため、広場やウォーキングコース（大回り、小回りルートの設定）など、憩いの場の面積を計画案より増やし地域に開かれた屋外施設又は公園が整備されるようにすべきと考えます。新施設は、こどもセンターと保育所を同一施設とするなど、趣旨の一つである効率化を徹底することで、憩いの場の面積が増やせると思います。予定地の「蚕業試験場跡地ひろば」は、地域住民の憩いの場、健康維持の場として利用されています。計画案では、地域的観点から見た課題として、「公園や一息つけるカフェなどの店舗の不足」を唯一の地域の声として掲げていますが、広場やウォーキングコースを大きく縮小する案では、地域の課題解決になっていないと考えます。子育て・保健関連施設が集積したエリアに新施設を配置する計画ですが、地域に不足しているものや住環境への十分な配慮をされることが地域住民の理解を得るために必要と考えます。</p>	<p>（仮称）中央保育所についてはセキュリティの観点から、休日・夜間急患診療所については感染症対策の観点から、別棟を前提としています。 （仮称）こどもセンターと（仮称）保健センターの複合化については、パブリックコメント等を参考に検討していきます。 以前は県の施設があった場所ですので、建物の整備には適した場所であると考えています。適切な施設配置をしたうえで、市民の憩いの場となる広場の機能が確保できるよう検討していきます。</p>
<p>【12】 P15 2.3 新施設に対するニーズ 表中「施設の設計検討段階における留意事項について」 P25 1.2 (1) 配置計画 P32～P34 1.4 (3) 計画案 など</p>	<p>子どもが集まる施設であり、学校が集積したエリアであることから、交通安全への配慮は最優先すべき事項です。2敷地案は、東側道路からの出入口が3か所あり、敷地外で歩行者と歩行者と車両動線が複雑に交錯するため、事故のリスクが高いと思います。1敷地として、東側道路入口と西側を結ぶ敷地内通路の北側に駐車場を集約させ、南側に通学路・遊歩道を配置すれば、歩車道分離された分かりやすい安全な動線が確保できると考えます。留意事項や配置計画において、安全や歩車分離に配慮した計画としています。朝夕の通勤通学時間帯は、新施設を含む通勤者、石原小・大原中・熊谷高校などの児童生徒、保育所への送迎など、利用者の自動車・自転車・歩行者が出入口付近に集中することが想定されます。交通量が少ない時間帯も子どもが利用する施設での複雑な動線は事故のリスクが高まります。安全性を最優先して、駐車場を集約した配置計画とすれば、歩車分離が可能になると考えます。</p>	<p>御意見のとおり、交通安全の観点から、わかりやすい動線の配置が必要です。例えば南側外周に沿った歩道の整備等、車両と歩行者が交錯しない配置を検討していきます。 駐車場については、各施設から離れた位置に配置しますと、移動中の児童の駐車場への飛び出し等敷地内の事故のリスクも生じますので、それぞれの建物により近い位置に配置することが望ましいと考えています。 なお、新施設の従事者については、整備予定地内に駐車することは考えていません。</p>
<p>【13】 P15 2.3 新施設に対するニーズ 表中「施設の設計検討段階における留意事項について」 P23 1.1 敷地条件 P25 1.2 (1) 配置計画</p>	<p>予定地周辺は住宅地です。新施設により相当数の車両等が生活道路を通過利用してアクセスすることになると考えられます。特に、南側道路と東側道路を結ぶ市道は拡幅整備する必要があります。この道路は、予定地の南西側地域から東側道路への抜け道となっていますが、幅員が狭くすれ違いが困難な状況で、歩行者も安全に通行できません。道路拡幅を計画するとともに、施設の設計検討段階における留意事項に「狭あい道路の拡幅整備」を追記すべきと考えます。南側道路と東側道路を結ぶ道路は建築基準法の2項道路で市道認定幅員2m程度、セットバック箇所4mの沿道住宅地の生活道路です。現状でも、県道太田熊谷線を経由せず東側道路へ抜ける道として通過交通がありますが、幅員が狭く民地に乗上げてすれ違いをしており、対面車両が譲り合わない事によるトラブルも生じています。新施設により通勤通学時間帯を中心相当交通量が増えるため、当該道路の拡幅整備は必要不可欠です。抜け道であるため誘導看板等の対策は効果がありません。</p>	<p>南側の道路は、自転車及び歩行者のみの出入口とし、車の出入りは考えていません。施設利用者には、敷地内への交通誘導標識の設置やパンフレット等により南側道路の利用抑制を促していきます。また、交通規制の導入や道路利用者のマナーの向上について地元自治会と協議し、必要な対策を検討していきます。</p>

【意見番号】 該当箇所	意見の内容	市の考え方
<p>【14】P15 2.3新施設に対するニーズ 表中「施設の設計検討段階における留意事項について」</p> <p>P32～P34 1.4 (3)計画案</p>	<p>大規模な施設計画であり、相当数の子どもが屋内外で活動することになります。予定地は閑静な住宅地域で、住宅敷地と接しているため、音などの影響予測と対策を示すことが住民理解を得るためには必要と考えます。施設の設計検討段階における留意事項に「周辺住宅に対する環境対策」を追記すべきと考えます。</p> <p>計画規模から相当数の子どもが屋内外で活動することとなります。保育所や園庭などが住宅地に隣接しているため、音などが周辺住環境に与える影響と対策をあらかじめ示すことがトラブルを防止し、地域住民の理解を得るために必要と考えます。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、施設の設計検討段階における留意事項に「周辺住宅に対する環境対策」を追記します。</p> <p>また、防音対策として、防音壁の設置等を検討していきます。</p>
<p>【15】P15 2.3新施設に対するニーズ 表中「施設の設計検討段階における留意事項について」</p> <p>P25 1.2 (2)外観計画等</p>	<p>「親子で訪れる機会が多い施設であることから、明るく元気な印象を与える外壁の色や仕様を検討します。」とありますが、前提として「周辺地域に溶け込む外観」としていることから「明るい印象を与え自然と調和する外壁の色や仕様を検討します。」のような表現にした方が良く考えます。</p> <p>予定地周辺は戸建てを周辺とした住宅地です。設計検討段階における留意事項において「周辺地域に溶け込む外観」としているにも関わらず、「親子で訪れる機会が多い施設であることから、明るく元気な印象を与える外壁の色や仕様を検討します。」とすると、設計段階で誤解を生じる可能性があります。明るく元気な印象を優先し、外壁にキャラクターを描くなど周辺地域に溶け込む外観から逸脱することが懸念されます。</p>	<p>御意見の主旨を踏まえ、P25 (2)外観計画の表現を「明るい印象を与え、周辺環境と調和する外壁の色や仕様を検討します。」に修正します。</p>
<p>【16】P15～ 【就学前児童調査】 各子育て関連事業の利用度、各子育て関連事業の利用意向</p>	<p>次回調査から、選択肢の一つに「地域子育て支援拠点」を入れていただきたい。</p> <p>計画策定の前年の調査であると思われるが、地域子育て支援拠点事業は、⑩の利用者支援事業とともに、計画に整備目標の位置付けを盛り込むことが義務化されているものであることから、調査の対象とすべきではないか。</p> <p>同事業は、全国的には直営か委託事業である場合が多い。</p>	<p>地域子育て支援拠点については、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、この調査項目とは別に利用回数や利用意向等、詳細な調査を行っているため、本項目では選択肢に加えていませんでした。</p> <p>地域子育て支援拠点に関する調査結果は、同調査報告書のP33を御参照ください。</p>
<p>【17】P18 3.1先行事例に見る整備動向 表中「運営時間について」</p>	<p>子育て世代包括支援センターは、開館時には、より開放的で立ち寄りやすいスペースに、閉館時には、個人情報等が守られるように施錠のかかるようなスペースにできるような、設計としていただきたい。</p> <p>それぞれの施設の閉館時間が異なる場合、セキュリティの必要な施設には、それなりの配慮が必要と考える。</p>	<p>御指摘のとおり、(仮称)こどもセンターでは、機能ごとに業務時間が異なると認識しています。各機能のセキュリティが保たれるよう対策を講じていきます。</p>
<p>【18】P20 4.1確保すべき機能の方向性と基本理念 2行目「以下の5点を掲げます。」</p>	<p>例えば、「以下の5点を掲げ、それぞれの機能が連携して充実した市民サービスが図れるよう・・・」</p> <p>というように、「連携」も最初に明示していただきたい。</p> <p>「連携」は言葉でいうのは簡単だが実際には難しい面もある。せつかく同じ場所に複数の機能が集まるのだから、(1)～(5)の中で触れるだけでなく、その上位の文に示して、連携推進を図ってほしい。</p>	<p>P1の1.1策定の趣旨(3段落2行目)において、「…子育て・保健に係る機能の充実及び連携強化を目的とする「総合子育て支援・保健事業拠点施設」…」と記載しています。</p> <p>御意見のとおり、十分な連携を図り、事業を実施していきます。</p>
<p>【19】P20 4.1 確保すべき機能の方向性と基本理念</p>	<p>障害児支援の視点から、その配慮についても触れて欲しい。</p> <p>「子育てするなら熊谷市」を掲げている本市に、子ども・子育て支援における基本理念に障害児支援を示していただきたい。</p> <p>障害のある子どもの保護者は、「すべての児童(子ども)」と表現されても自らのこと(我が子のこと)とは捉えにくい。健常児のこととして捉える傾向が強いためであるが、障害のある子どもの保護者に(分け隔てなく)寄り添うことを基本理念に示すことにより、本市のノーマライゼーションへの取り組みが障害のある子どもの保護者の支えとなる。</p>	<p>「熊谷市バリアフリー基本構想」において、「公共建築物の整備に伴うバリアフリー化の実施」が明示されています。</p> <p>新施設もこれに則って整備する予定であり、御意見の趣旨に沿った施設にしていきたいと考えています。</p>
<p>【20】P20 4.1 (1)子どもがのびのびと過ごせる環境づくり 1行目</p>	<p>「すべての子どもたち」の趣旨に沿って、施設全体の機能の中に「障害児」にも配慮した記述を入れるべきと考える。</p> <p>そして、屋内遊技場を中心として施設全体をバリアフリーの視点で見直していただきたい。</p> <p>現代は障害を持つ子どもは増加傾向にあるが、ノーマライゼーションの考え方からできるだけ健常な子どもと同様な環境で育てていきたい。</p> <p>保健施設には、障害を持つ多くの親子が来訪することになり、そうした親子にもこどもセンターを便利に利用してもらいたい。</p>	<p>「熊谷市バリアフリー基本構想」において、「公共建築物の整備に伴うバリアフリー化の実施」が明示されています。</p> <p>新施設もこれに則って整備する予定であり、御意見の趣旨に沿った施設にしていきたいと考えています。</p>

【意見番号】 該当箇所	意見の内容	市の考え方
<p>【21】 P20 4.1 (2)子育ての悩みや心配の解消につながる機能の充実 3行目</p>	<p>同一施設の中で、各委託業務の受託団体の業務が重複したりすると、混乱が生じ、施設全体の運営にも支障が生じる場合があるため、例えば、 ○施設の利用案内→施設を管理する民間事業者、 ○相談の連携部署の案内→子育て世代包括支援センター というように明確化し、「各種相談に関する総合案内機能」は子育て世代包括支援センターに集約したほうが良いと考える。</p>	<p>「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、「子育てに関する情報が少ない。」「どこに行けば支援が受けられるのかわからない。」との声が多数寄せられました。 「各種相談に関する総合案内機能」は、その要望に応えるための機能となります。事業者や子育て世代包括支援センターのどちらにその機能を任せられた方が有益なのかは、ヒアリング等を重ね判断していきます。</p>
<p>【22】 P20 4.1 (3)保育を必要とする保護者に寄り添い、多様なニーズに応える保育機能の強化 3行目</p>	<p>「託児付きワーキングスペース」とはサテライトオフィスのようなものを想定しているのか？ そうだとするとこの一時預かりは就労への対応のニーズが高まることが想定される。 しかし、保健施設と隣接し連携していくことを考えると、この一時預かりは、親の通院や体調不良の場合の支援を優先できるようにしていただきたい。 現在、市内の一時預かりはそのほとんどが就労のために占められていて、親の体調不良や通院などの場合に子どもの一時預かりを予約するのがとても困難となっているため。</p>	<p>お見込みのとおりです。「託児付きワーキングスペース」は、(仮称) こどもセンターの付加機能として検討しているものであり、導入にあたっては、「事業として成り立つか」を検証していきます。 御意見のような通院や体調不良による一時預かり事業は、(仮称) 中央保育所での実施を考えています。</p>
<p>【23】 P21 4.2.2 (1)導入機能の考え方 2行目</p>	<p>例えば「保健・福祉等の関連機関と連携した障害児保育の拡充」というようにしてほしい。 単に障害児を受け入れるというだけに解釈されないようにするため。 せっかく同じ場所に複数の機能が集まるのだから。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正します。 「また、保健・福祉等の関係機関と連携し、障害児保育の拡充について検討していきます。」</p>
<p>【24】 P21 4.2.2 (2)管理運営の考え方</p>	<p>「新施設においても引き続き直営とします。」を堅持してほしい。民間事業者に委ねるという選択肢は削除すべきである。 案には、「新施設においても引き続き直営とします。維持管理においては、他機能と一体的に民間事業者に委ねるか検討していきます。」とあるが、保育については、憲法の本質からも市が責任を負うべきものなので、直営でやるべき。</p>	<p>新施設の保育運営に当たっては直営とします。 施設の維持管理を(仮称) こどもセンター等の他機能施設と一体的に民間事業者に委託することにより、費用の低減及び保育士の業務負担軽減に繋がることから、民間事業者への委託について検討していきます。</p>
<p>【25】 P22 4.2.3 (1) ②保健機能 3行目</p>	<p>地区担当の保健師について、地域包括ケアセンター(長寿いきがい課所管)のメンバーとして業務を位置付けていただきたい。 介護保険制度(大里広域が主導)の地域包括ケアセンターの機能充実には、市の地区担当保健師の役割は重要であるため。</p>	<p>現在、地域包括支援センター主催のケース会議には、必要に応じて地区担当の保健師が出席し、高齢者支援について協力して対応しています。 保健機能の統合後については、保健センター、母子健康センターのそれぞれの地区担当を整理し、新たな地区担当制度を構築していく中で、業務についても検討していきます。</p>

II 基本計画に関する意見及びその他意見

【意見番号】 該当箇所	意見の内容	市の考え方
<p>【26】 P23 1. 施設計画</p>	<p>基本計画において、避難所としての計画が見当たらない。洪水ハザードマップ浸水深さ 1.0mから 2.0m未満では、施設の 1F は避難所としては使えない。十分に考慮をしていただきたい。</p> <p>また、蚕養試験場跡地である為、農薬他科学物質の土壌残留が考えられる。土壌調査をする予定はあるか？</p> <p>台風や地震発生時においては、地域住民の避難所として非常に重要な施設となる可能性がある。</p>	<p>施設の整備にあたっては、浸水想定深さ等も考慮し、必要な措置を講じていきます。</p> <p>土壌調査については、県から売り払いを受ける際に、県が実施しています。土壌入れ替え等必要な措置を講じており、購入時に安全性を確認しています。</p>
<p>【27】 P23 1.1 敷地条件 (仮称) 中央保育所の配置について</p>	<p>(仮称) 中央保育所は、予定地周辺の道路が拡幅整備されなければ実現できないものと考えます。</p> <p>本計画案は、蚕業試験場跡地ひろば(約 2.7ha) に施設を建築する開発行為であり、市は開発にあたって都市計画法や市の手引きで定める基準を順守して周辺環境を守る責務があります。</p> <p>基準では、予定建築物が住宅系以外のものは幅員 9 m以上の道路に接続しなければならないとされており、ただし書きで、これによることが著しく困難と認められる場合であって通常の上支障がないと認められる場合は幅員 6 m以上でよいとされています。(仮称) 中央保育所の規模及び特性から特に通勤通学の時間帯に多数の車両等の出入りが見込まれ、通行の安全上支障がないとは言えないことから幅員 9 m以上の道路に接続させる必要があると考えます。</p> <p>また、計画案では、出入口が接続する道路幅員を 6 m、5.5mとしており、西側道路(5.5m)は、ただし書きで適用し得る最低基準の 6 mに満たないこととなります。</p> <p>良好なまちづくりの観点から相当の交通量が見込まれる施設の配置は、地域間を結ぶ幹線道路の沿道など道路基盤が整った箇所を選定されるべきです。「蚕業試験場跡地ひろば」は(仮称) 中央保育所の適地ではないと考えます。</p> <p>公共施設再編方針案の説明会議事録などをホームページで見ますと、市は道路の問題を複数回、提起されていますが交通量の増加等を踏まえた十分な検討をしていないのではないかと考えます。本件は開発許可が必要と考えますが、仮に公共公益施設として開発許可不要とされても、手続き上で許可不要だけであり、良好なまちづくりの観点から、市は基準を順守すべきものと考えます。</p> <p>予定地周辺は、道路幅員が狭く、通学路となっている構造上、通行の安全上の課題等があるために一方通行となっています。道路基盤が整わないで施設が開業すれば予定地周辺ではトラブルが生じることから見直しを求めます。</p>	<p>統合予定の荒川、銀座、石原、玉井保育所の時間帯別の登降所の状況から、(仮称) 中央保育所の整備に伴う交通量の増加等について検証いたしますと、登所者数がピークとなる 8 時 30 分から 9 時が、定員 150 人の 35～40%で 55 人前後、西側と東側の利用者を 50%ずつと想定しますと 28 台、10 分当たりの 10 台の増加と見込まれます。ただし、この時間帯は小中学生の登校が終わっている時間帯です。</p> <p>なお、小中学生の登校時間帯においては 35 人前後、東西の道路の交通量は 30 分間で 18 台、10 分あたり 6 台程度の交通量の増加が見込まれますが、東西どちらの道路も一方通行であり、自動車同士がすれ違わないため、歩行者の安全も双方向に通行できる道路より高いと考えています。</p> <p>また、西側道路については、石原小学校の協力により、6m 以上に拡幅することを検討しています。</p> <p>このほか、(仮称) 中央保育所への送迎車両による渋滞を回避するため、保育所敷地内には十分な駐車台数を確保するとともに、駐車場内では一方通行とするなど、スムーズな車の流れとなるよう工夫していきます。</p>
<p>【28】 P25 1.2 (1)配置計画</p>	<p>本計画に賛同するとともに、施策を強化するため下記のとおり追記を提案いたします。</p> <p>箇条書き欄の最終行に「・防災、停電対策として、エネルギーの多重化を図り、停電対応型の空調機器等の導入を検討するものとします」の記載を追加する。</p> <p>近年、猛暑や甚大な風水害が全国各地で毎年発生し、また大規模な災害では停電も発生し、2019 年 9 月の台風 15 号では停電が長期間に及びました。また台風通過後は猛暑が多く、熱中症のリスクも高まります。</p> <p>そのため、子どもたちや保護者が安心して使用できる施設にするためには、使用エネルギーの多重化や、電源・冷暖房設備等の強靱化を進めることは非常に重要と考えます。</p> <p>エネルギーの多重化や設備等の強靱化は、万が一避難所として使用する場合も有効であり、地域住民へも安心と安全を提供できるものと考えます。</p>	<p>防災対策の観点から、ライフラインのリスク管理については重要であると考えています。</p> <p>しかし、現在は基本構想・基本計画の策定の段階であり、具体的な対応策は今後の検討課題となりますので、原案のとおりとします。</p>

【意見番号】 該当箇所	意見の内容	市の考え方
<p>【29】 P25 1.2 (1)配置計画</p>	<p>「地内を石原小学校の通学路として使用するため、歩車分離に配慮した計画とします。」と記載があるが、P33、P34の図面上、敷地内道路の横断箇所が、P33に1箇所、P34に2か所ある。横断があつては車歩分離ではない。ここを横断する児童の安全確保はどのように考えているのか。</p> <p>現計画を安全性が担保できる車歩分離に変更するか、現計画のまま進めるのであれば熊谷市と施設管理者の責任の上、児童の安全を最優先として、登下校時は横断場所に警備員を配置する等の対策が必要と考える。</p> <p>施設来場者が1日を通して、多数と想定がつく。特に児童の通学時と保育所への送迎時間が重なる時間が危険と考える。また下校時も複合施設のため、多くの来場者が想定される。道路横断は最も危険な箇所となる。</p>	<p>P34の4棟案については、南東駐車場の南側を通り駐車場の西側と（仮称）中央保育所の間を通ることで、歩車を分離することが出来ますので、修正します。</p> <p>また、（仮称）こどもセンター西側は、その先に駐車場がないので、搬入口等を見直し、歩車分離が図れるよう検討していきます。</p> <p>P33の3棟案については、（仮称）中央保育所の配置を南東側にすることも含め、動線を再検討していきます。</p>
<p>【30】 P25 1.2 (1)配置計画</p>	<p>既存樹木を活用した外構計画とありますが、落葉樹である「けやき」の大木はできるだけ伐採し、代わりに常緑樹を植えてほしいです。</p> <p>落ち葉により近隣住民が迷惑しています。強風時には雨のように降ってくる、また、地面に溜まった落ち葉も強風により舞い上がり、近隣住宅敷地に吹き寄せています。年間を通して緑のある施設を希望いたします。</p>	<p>整備予定地の樹木は、建物や駐車場を整備する場所にもありますので、けやきも含め1/2～2/3程度伐採する予定です。これにより落ち葉の量はこれまでより少なくなるかと考えています。</p> <p>芝生広場及び屋外広場は、これまでの蚕業試験場跡地ひろばの整備の経緯を踏まえ、既存樹木をいかした自然と調和する広場として整備を進めていきます。</p>
<p>【31】 P25 1.2 (2)外観計画等</p>	<p>（仮称）こどもセンターは県産材を使って整備とあるが、大変良いと思います。未就学児が使う「おもちゃ」も木製の安全なものをお願いいたします。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、遊具の導入条件等検討していきます。</p>
<p>【32】 P25 1.2 (2)外観計画等</p>	<p>シンプルな外観の方が適していると思います。</p> <p>子ども、人たちの活動が主役ですのでその背景となるような外観が望ましいと思います。</p> <p>また、機能移転・統廃合対象施設がその事例であるように、社会的要求の変化から、機能の変更を検討する時が来ると思います。</p> <p>その時、対応するのは今の子どもたちであるため、他用途でも転用できるように、持続可能な計画にするという視点から、シンプルな外観にした方がいいと思います。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、外観を検討していきます。</p>
<p>【33】 P26 1.3 建物の配置・諸室及び規模 P32～P34 1.4 (3)計画案</p>	<p>各施設現況の利用者来場者数は記載があるが新施設の各施設（こどもセンター、中央保育所、保健センター、休日・夜間急患診療所）の想定来場者（時間別）の記載が無かった。この算出をしてください。</p> <p>また、P33、P34のどちらの計画において下記を希望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 西側道路1への車が入り出すゲートの時間制限（9：00～12：00利用可等）を設けて頂きたい。 2. 西側出入口と石原小校内への歩道橋等の設置。 3. 西側道路のスクールゾーン申請。 <p>上記で依頼した想定来場者数の算定結果にもよるが、西側道路の交通量の増加は想定される。現状、この横断は保護者の交通指導（旗振当番）で対応しているが、交通量の増加により危険が増し対応が難しくなる。</p> <p>児童の安全を考慮すると左記1から3のいずれかの対策は最低限必要である。</p> <p>3のスクールゾーンについては、熊谷警察署も含めて協議していきたい。</p>	<p>時間別の利用者想定人数については、別表のとおりです。</p> <p>いただいた御提案のうち、1のゲートの時間制限については、時間別の通行台数を精査した上で必要性を検討していきます。</p> <p>2の上空通路の設置については、整備費用や管理上の課題等も踏まえ、対策として適切かどうかも含め、慎重に検討していきます。</p> <p>3のスクールゾーンの指定には、隣接地権者の同意を含め、地元の総意として協議することとなりますので、地元自治会等に確認し、指定が可能かどうか調査していきます。</p>
<p>【34】 P26 1.3 (1)(仮称)こどもセンターの配置・諸室及び規模</p>	<p>子どもの学びの場を充実させて欲しいです。</p> <p>遊ぶことも大事ですが、子供が楽しんで学べる、情緒を育む、子どものための図書館、子どものための美術館の設置について是非検討して頂きたいです。</p>	<p>（仮称）こどもセンターでは、図書コーナーを設置し、読み聞かせのできるスペースや静かに図書に親しむことができるスペースを確保するほか、事業者にも幅広く提案させる方向で検討していきます。</p>

【意見番号】 該当箇所	意見の内容	市の考え方
【35】 P26 1.3 (1) (仮称) こどもセンターの配置・諸室及び規模	<p>表に「民間事業者の提案を求める機能」とあるが、各部屋の規模が小さい。想定している利用人数の根拠を明らかにしてほしい。</p> <p>また、これらの各施設に新しい魅力がなく、民間事業者の提案次第ではあるが、最先端の技術を利用し学べる場所にし、またその施設を近隣の学校と提携し、共有して学べる場所としてほしい。</p> <p>こどもセンターの柱となる施設（日本や埼玉県で唯一の教育環境）を造ることにより、施設の魅力が増し、そして近隣学校と提携をすることにより、施設をより身近に感じとることができると考える。</p>	<p>(仮称) こどもセンターについては、50組100人の親子が同時に利用することを前提とし、規模等を算出しております。各部屋の利用想定人数については、P27を御参照ください。</p> <p>また、(仮称) こどもセンターは、子育てに関する相談機能を有した施設とし、市民の誰もが気軽に来られる無償もしくは低額で利用できる施設を考えています。</p> <p>イベント等で地域の学校と連携することは想定されますが、平常時の利用に関しては、特定の学校との連携や特定のテーマに絞り込んだ施設の利用は考えていません。</p>
【36】 P26 (1) (仮称) こどもセンターの配置・諸室及び規模	<p>プレイルームには、大型遊具を整備とありますが、大型遊具は置かなくてもいいのではないのでしょうか。ホールにして子どもたちが駆け回るスペースにした方がいいのではと思います。</p>	<p>御意見をいただいた「子どもたちが駆け回るスペース」は、「軽体育室」がその機能を担います。</p>
【37】 P26 (1) (仮称) こどもセンターの配置・諸室及び規模	<p>親子で過ごせる施設としてプレイルームや軽体育室等、多世代の利用が可能な施設として調理室、会議室、多目的室としています。</p> <p>高齢者などが屋内でも気軽に運動できるよう軽体育室等も多世代の利用が可能な施設とすることを望みます。また、幅広い年代が楽しめる卓球台など運動用具の配置を望みます。</p> <p>基本理念として健康づくりの推進を掲げています。また、児童館等の廃止も予定されていることから、地域で利用できる屋内施設を充実する声はあると思います。</p> <p>親子の過ごせる施設としてプレイルームがあるため、軽体育室は、多世代にしても良いと考えます。</p>	<p>(仮称) こどもセンターについては、市民から要望をいただいていた、「天候に左右されずに利用できる子どもの遊びの場・学びの場」を主要な機能としています。</p> <p>御指摘のとおり児童館等の廃止も予定していますので、子どもが多様な遊びをするために必要な器具・用具等を配置していきます。</p> <p>軽体育室の多世代利用については、市内の生涯学習施設、体育施設等の利用状況等を踏まえ、どのような利用が適切か検討していきます。</p>
【38】 P26 (1) (仮称) こどもセンターの配置・諸室及び規模 9行目	<p>「などの諸室で構成し、小さな子どもから高校生まだが、お互いを認識し合えるような場所（空間？）とします。」</p> <p>としていただきたい。</p> <p>小さな子どもから高校生まだが一緒に遊ぶことは無いと思われるが、互いに成長の過程が認知できるような、視線の通る施設となつてほしいから。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「などの諸室で構成し、小さな子どもから高校生まだがお互いを認識できる場所とします。」</p>
【39】 P27 (1) (仮称) こどもセンターの配置・諸室及び規模 表中「屋内機能」	<p>「レストラン・カフェ」を導入していただきたい。無理ならば、屋内に自販機コーナーや飲食の可能なスペースを設けていただきたい。こうした施設は、午前中遊んでお昼を食べて帰る親子が想定される。現在、子育て支援施設でもそのようなニーズが高いため。ただし、採算の面から無理であれば仕方がないが。</p>	<p>カフェや飲食店の導入については、事業者への市場調査等の結果を踏まえ、検討していきます。</p>
【40】 P27 表中「事務室」	<p>「事務室」は「施設管理者の事務スペース」とし、「子育て支援の業務スペース（子育て世代包括支援センター＋ファミサポ）」は、分離して、別のスペースにしていただきたい。名称も「事務室」ではなく、例えば「支援室」とかで整理してほしい。</p> <p>また、「支援室」の位置は「子育て広場」や「乳幼児ルーム」と近いところ、視線の届くような設計にしてほしい。</p> <p>特に、子育て世代包括支援センターの仕事においては、貧困、障害、家族関係等、きわめてプライベートな内容が多く含まれていて、施設管理の業務とは異質のものである。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、「事務室」と「支援室」に分け機能を整理します。</p> <p>また、「支援室」の位置等、レイアウトについては、御意見の趣旨を踏まえ検討していきます。</p>
【41】 P27 表中「事務室」	<p>子育て世代包括支援センターの仕事においては、貧困、障害、家族関係等、きわめてプライベートな内容が多く含まれていて、開放的な場所では相談しにくいことも多いため、また、ファミサポは、相談＋マッチングスペースが必要なため、「子育て支援の業務スペース（子育て世代包括支援センター＋ファミサポ）」に、カウンターのみでなく、複数の相談ブースを付設していただきたい。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、相談スペースのレイアウトを検討していきます。</p>
【42】 P27 表中「子育て広場」と「乳幼児ルーム」	<p>「子育て広場」と「乳幼児ルーム」を一連の続きのスペースとし、「子育て広場」を使用しないときは「乳幼児ルーム」の延長スペースとして自由に使えるようなオープンな設計としていただきたい。限られたスペースの施設を有効活用するために、「子育て広場」を使用しないときに鍵閉めとなりデッドスペースとならないようにするため。</p>	<p>「子育て広場」と「乳幼児ルーム」は、御意見のような使い方、配置を考えています。</p>

【意見番号】 該当箇所	意見の内容	市の考え方
【43】 P27 表中「調理室」	調理場所に加えて、親子で試食できるテーブルスペースを整備していただきたい。 調理室に隣接して託児室があることから、子どもを預けての親の料理教室が想定されるため	御意見の趣旨を踏まえ、調理室のレイアウトを検討していきます。
【44】 P27 表中「調理室」	ここを中心的に利用する主体（保健部門なのか施設運営会社なのか）によって、設置場所（こどもセンターなのか保健センターなのか）を再検討していただきたい。 調理室を活用する主体はどこか？ 保健部門（成人病の食事指導や離乳食等）の利用が多いと思われるため、保健施設内への設置が好ましいのではないかと？ 託児が必要な場合は、こどもセンターの「子育て広場」等を活用すればよいのではないかと？	調理室は、市内の他の公共施設においても利用率が低いと見られ、いかに有効活用ができるかという視点から設置場所を検討しました。土日の活用や飲食スペース等への転用などの点で利点があったことから、(仮称) こどもセンターに設置することとしました。
【45】 P27 表中「プレイルーム」	「年齢別に乳児、幼児～」とあるが、ここと、「子育て広場」と「乳幼児ルーム」の用途はどのようなすみ分けとなるのか？ 限られたスペースの施設を有効活用するため、また、利用者が成長の過程を自然に見ることができるようにするため、できるだけ全体が見通しの良いオープンスペースにしていただきたい。	「乳幼児ルーム」も「プレイルーム」も「子どもが遊具等を使い遊ぶ空間」という点で用途は同じです。しかし、「乳幼児ルーム」は3歳未満の乳幼児が自由に遊べるスペースとしての安全性を確保するため、高年齢の児童が容易に入れないような策を講じる必要があります。そのため、機能は別に考えています。 また、年の離れた兄弟のいる家族の場合、「乳幼児ルーム」にも「プレイルーム」にも目配りが必要となることも考えられますので、より良い配置を検討していきます。
【46】 P27 表中「自習室」	自習室に代わり、読書や自習、打合せ等ができるコーナーをオープンスペースに設けることが効率的かと考える。 10人程度を想定した閉じられた空間であるが、コロナと同様の状況が起これば3人くらいしか利用できない。 静かな閉じられた空間を望む人は、図書館等の他の施設を利用していただくことでよいのではないかと？	勉強や読書のためのスペースは、グループワークや読み聞かせのように私語ができるオープンスペースと、周囲を気にしないで集中できる静かなスペースの両方が必要であると考えています。 どちらのニーズにも対応できるよう検討していきます。
【47】 P27 表中「トイレ」	「ベビーカー利用者に配慮」とあるが、双子用ベビーカーに対応していただきたい。また、トイレのみならずエレベーターも双子用ベビーカーに対応していただきたい。また、障害児を連れて親にも対応できるように、ベッド付きトイレを希望する。(多機能トイレでの対応もあり) 近年、双子の出生が増加しているが、既存の公共施設のトイレやエレベーターは、双子用ベビーカーに対応していない場合も多いと見られる。また、障害を持つ子どもも増加傾向にあり、隣接する保健施設を訪れることも多いと思われるから。	御意見の趣旨を踏まえ、エレベーターの規模等を検討していきます。
【48】 P27 表中「トイレ」	多機能トイレには、オストメイトの他、ユニバーサルベッドの設置もお願いしたい。また、他機能トイレの数を1箇所ではなく、各階に設置して欲しい。 車いす（バギー）の背面をリクライニングしている子どもたちも多いため、スペースの広さにも配慮して欲しい。大人の特等車いすは大きく、介助者が2人付き添うこともある。 既存の公共施設には、ユニバーサルベッドが無いと見られるため、ベビベッドが使えなくなっただけで大変苦労している。特に肢体不自由児はオムツ替えが必要なため、障害児（者）が心置きなくできるように多目的トイレには、ユニバーサルベッドを設置して欲しい。正しい、多目的トイレの利用・目的を利用する機会にも活用できる。	施設の設計にあたっては、トイレにユニバーサルベッドを導入することを前提にスペース及びレイアウトを検討していきます。 設置場所については、各施設の機能を踏まえ検討していきます。
【49】 P27 表中「その他」	「授乳室」は、「子育て広場」や「乳幼児ルーム」等の乳幼児の遊び場と、子育て世代包括支援センターの両方から利用しやすい位置で、人目のある明るい場所に設置していただきたい。 また、父親の利用も可能となるつくりにしてほしい。おむつ替えの設備も整備してほしい。	御意見の趣旨を踏まえ、授乳室の配置やレイアウトを検討していきます。

【意見番号】 該当箇所	意見の内容	市の考え方
【50】 P27 表中「駐車場」	車いす用のスペースには、雨や日よけの屋根を設置して欲しい。障害者が自ら運転して来所する場合や医療的ケア児等、医療機器を使用する場合、外気温に影響を受けやすい体温調節できない障害児（者）もいるため、配慮が必要である。	御意見の趣旨を踏まえ、建物や駐車場のレイアウトと併せて検討していきます。
【51】 P27 表中「駐車場」	ベビーカーを使用して乗り降りする親子を想定した、広めの幅のバリアフリータイプの駐車場を、一定量用意してほしい。 敷地面積と収納台数からの制約もあると思うが、子どもセンターや保健施設はベビーカーを使用する利用者が多いと思われる。保育所の送迎ではあまり使用しないと思われる。	御意見の趣旨を踏まえ、駐車場の整備を検討していきます。
【52】 P28 (2) (仮称) 中央保育所の配置・諸室及び規模	仕事を持つ子育て世代にとって、忙しい通勤通学時間帯に、玉井保育所をはじめ荒川保育所、銀座保育所付近からの距離を渋滞・混雑区間を通過して、通学児童生徒や他の送迎者等が錯綜する住宅地の狭い道路を使って送迎することは相当な負担です。中小規模ながらも自宅に近い各地域にあることが公立保育所の役割であり、再編のあり方としては、私立保育園等の配置も踏まえて規模の適正化を図って地域施設との複合化なのではないでしょうか。集約化・大規模化は市民サービスの低下につながると考えます。 また、持続可能な財政運営を図る上での公共施設の再編ということですが、廃止する4保育所を合わせた同規模を計画することは、将来の人口見通しや他の私立保育園等との共存といった面から過大ではないかと考えます。新しい施設は人気になるとは思いますが、財政負担を十分踏まえ私立保育園等との共存を図るべきではないでしょうか。以上から、計画案を見直すべきと考えます。	統合予定の荒川、銀座、石原、玉井保育所は各60人定員ですので、合わせると240人定員となりますが、(仮称)中央保育所の定員数は、現在のところ、150人程度と考えています。 これは、今後、さらに年少人口が減少していくことが見込まれるなかにあっても、引き続き民間保育所等の安定的な運営を図っていくこと、及び施設や定員規模が大きくなることで、その分、年間の維持管理費や人件費その他のランニングコストが高くなることに配慮したものです。
【53】 P28 (2) (仮称) 中央保育所の配置・諸室及び規模 表中「駐輪場」	屋根付きの駐輪場とベビーカー置き場の数を、熊谷市のこの地域の需要に合わせて再検討し、生み出した場所に1、2台でいいので、あかしあ育成園にあるような、屋根付きの駐車場を設けてほしい。 県南地区の都市部では、保育園に自転車で送った後、自転車を置いて駅に向かい電車通勤する人たちは一定量いると思われるが、当該保育所の立地では自転車を預けて徒歩で職場に向かう人やベビーカーで歩いてくる人はほとんどいないと思われるから。 また、障害児には屋根付きの駐車場は大変ありがたいものであることは、あかしあ育成園が示すとおりであるから。	御意見の趣旨を踏まえ、駐輪場の設置を検討していきます。 また、屋根付き駐車場については、建物及び駐車場のレイアウトと併せて検討していきます。
【54】 P29 (3) (仮称) 保健センターの配置・諸室及び規模	健診が今後順次外部化した場合にも、施設を有効活用できるような、柔軟な設計にしていきたい。 現行の保健センター、母子健康センター、ともに健診業務は順次個別健診に移行し外部委託化している中で、施設の有効活用ができるようにするため。	今回の整備により、(仮称)保健センターは、健診事業以外にも使いやすいよう多目的に使用できる諸室を配置し、成人保健及び母子保健の事業等で有効活用できるよう進めていきます。
【55】 P29 (3) (仮称) 保健センターの配置・諸室及び規模 表中「相談室1・2」と「相談室3～6」	「相談室3～6」が健診時にのみ使用する相談室であるなら、「相談室1・2」にベビーベッドを設置して、随時の親子の相談に対応していただきたい。または「相談室3～6」は通常の相談にも使用することとしていただきたい。 この説明を読むと、親子の相談は健診時のみしか受け付けられないように受け取れる。健診時以外にも、乳幼児連れの親子の相談に対応できる体制をとれるようにするため。	相談室は、事業を実施するときは優先的に使用し、空いているときは、相談・面談室として使用するものと考えています。なお、「相談室3～6」は、ベビーベッドの設置を予定しています。
【56】 P29 表中「トイレ」	多機能トイレには、オストメイトの他、ユニバーサルベッドの設置もお願いしたい。また、他機能トイレの数を1箇所ではなく、各階に設置して欲しい。 車いす（バギー）の背面をリクライニングしている子どもたちも多いため、スペースの広さにも配慮して欲しい。 大人の特異な車いすは大きく、介助者が2人付き添うこともある。 既存の公共施設には、ユニバーサルベッドが無いから、ベビーベッドが使えなくなってから大変苦労している。特に肢体不自由児はオムツ替えが必要なため、障害児（者）が心置きなくできるように多目的トイレには、ユニバーサルベッドを設置して欲しい。正しい、多目的トイレの利用・目的を利用する機会にも活用できる。	施設の設計にあたっては、トイレにユニバーサルベッドを導入することを前提にスペース及びレイアウトを検討していきます。 設置場所については、各施設の機能を踏まえ検討していきます。

【意見番号】 該当箇所	意見の内容	市の考え方
【57】 P29 表中、「その他」	<p>「授乳室」については前述のとおり、人目のある明るい場所に設置していただきたい。</p> <p>また、父親の利用も可能となるつくりにしてほしい。おむつ替えの設備も整備してほしい。</p>	<p>子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを進めるため、「赤ちゃんの駅」としておむつ替え、授乳ができるよう整備していきます。</p>
【58】 P30 表中「来院者トイレ」	<p>多機能トイレには、オストメイトの他、ユニバーサルベッドの設置もお願いしたい。また、他機能トイレの数を1箇所ではなく、各階に設置して欲しい。</p> <p>車いす（バギー）の背面をリクライニングしている子どもたちも多いため、スペースの広さにも配慮して欲しい。大人の特等車いすは大きく、介助者が2人付き添うこともある。</p> <p>既存の公共施設には、ユニバーサルベッドが無いため、ベビーベッドが使えなくなってから大変苦労している。特に肢体不自由児はオムツ替えが必要なため、障害児（者）が心置きなくできるように多目的トイレには、ユニバーサルベッドを設置して欲しい。正しい、多目的トイレの利用・目的を利用する機会にも活用できる。</p>	<p>施設の設計にあたっては、トイレにユニバーサルベッドを導入することを前提にスペース及びレイアウトを検討していきます。</p> <p>また、設置場所については、各施設の機能を踏まえ検討していきます。</p>
【59】 P31 1.4 計画案	<p>機能ごとに、開館時間や運営区分を明確にできるため、2敷地4棟案に賛成します。</p> <p>こどもセンターと保健センターをつなぐ渡り廊下は、靴を履かないで移動できるような設計としていただきたい。</p> <p>自然豊かな敷地には、比較的小さな建物が点在する方がなじみ、ウォーキングコースも楽しいものとなる。</p> <p>近隣住宅への渋滞緩和という点からも、駐車場の位置や出入口の利便性において優位であると思われる。</p> <p>電気や給排水のインフラの引き込みが複数となり、リスクが分散される。</p>	<p>敷地の分割数及び建物の棟数については、開発及び建築関係の部署とも協議し、それぞれのメリット、デメリットを精査し、検討していきます。</p>
【60】 P32～P34 1.4 (3)計画案	<p>桜町一丁目 1193-1 の活用は明記されていないようですが、公表を望みます。隣地に住居があるため気になります。</p>	<p>当該地については、他事業による活用を検討しています。なお、事業の推進にあたっては、周辺環境にも留意した計画を検討していきます。</p>
【61】 P32～P34 1.4 (3)計画案	<p>南側道路の出入口からも敷地内を使用した通学路があります。南側と西側道路の出入口を現状のように最短で結ぶ遊歩道（通学路）の整備を望みます。</p> <p>西側道路が狭いため、南側と西側の道路を敷地内で結ぶ通路は通学路のほか地域住民が利用しています。</p> <p>遠回りのコースで結ばれる計画ですが、西側道路の交通量が増えることや利用実態を踏まえ、最短距離で結ぶ遊歩道（通学路）を配置する必要があると考えます。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、近隣住民の通行に配慮した遊歩道の配置を検討していきます。</p>
【62】 P32～P34 1.4 (3)計画案	<p>熊谷地方气象台にも近いことから、熊谷の暑さ対策をアピールできる施設として整備されることを望みます。</p> <p>周辺住宅は建物や駐車場により地面が被覆されるなど蓄熱や輻射熱、人工廃熱等の影響を受けます。こうした影響も考慮し、十分な暑さ対策を講じた施設とすべきと考えます。</p>	<p>施設の省エネ対策、暑さ対策の導入については、本市の環境政策や暑さ対策の実績を例示したうえで、導入可能な省エネ手法、暑さ対策手法を事業者に提案させる手法を検討していきます。</p>
【63】 その他 設備・備品について	<p>設備・備品については今後の検討となると思われるが、現時点で気が付いたものをあげさせていただく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ等の感染対策の自動体温測定等のシステム、空調設備、UVおもちゃ消毒器 ・カード式の入館システム ・多国籍家庭支援のタブレット ・フリーWi-Fi 	<p>（仮称）こどもセンターの設備・備品については、御意見の趣旨を踏まえ、必要な備品を検討していきます。</p>
【64】 その他 設備・備品について	<p>障害児育児には、ライフステージ毎に課題とニーズがある。特に肢体不自由児の入浴支援については、既存の障害福祉サービスは潤沢とは言えず、障害児を受け入れる事業所も少ないことから、保健センターに障害児（者）が入浴できる（特殊浴）入浴施設を設置していただきたい。</p> <p>家族介護者の支援方法の多くは自己流であり、介護技術を学ぶ機会も少ない。また、子どもが成長して抱き上げなどが困難になった場合でも無理に継続し、介護者自身の身体を痛めることもある。また、無理な環境での支援は危険も伴うため、抱き上げない介助（ノーリフト介助）で介護者と障害児（者）の心身の健康を守る必要がある。</p>	<p>保健センターは、地域保健法に基づいて設置され、予防接種、健康相談、健康教育、成人健診、乳幼児健診等の対人保健サービスを提供する施設となりますので、御意見のような入浴施設の設置は考えていません。</p>

【意見番号】 該当箇所	意見の内容	市の考え方
【65】 その他 周辺住民との合意 形成について	<p>本計画による事業が実施される場合、予定地周辺は住宅地であり相当の影響が懸念されます。整備スケジュールが示されていますが、施設整備による直接的な影響を受ける予定地周辺の住民への説明会等は開催されていません。どのように合意形成を図っていくのか、地域の意見を取り入れて計画を具体化していくのか示す必要があると考えます。</p>	<p>この基本構想・基本計画は、「熊谷市個別施設計画」に基づく整備計画であり、個別施設計画に係る地元説明会は、令和元年7月に実施しています。</p> <p>整備スケジュール等については基本構想・基本計画策定後、また、整備方針の決定後ではないと具体的なお話しができないため、説明会は令和3年度に予定しています。</p> <p>なお、地元住民への説明会等の時期や実施方法については地元自治会及び小中学校関係者と協議のうえ検討していきます。</p>
【66】 その他 身近な方々の意見 について	<p>今後の会議に石原小学校関係者、広場利用者（管理者）を呼んで意見を出し合い、長年使える施設にしてほしい。</p> <p>現在小学校の通学路や行事でも利用したり、子どもたちの遊び場になっています。計画案をみると、熊谷市特有の中途半端な感じがします。また、車の通りが多くなり、危険だと思います。</p> <p>長年活用でき、たくさんの方々が安全に利活用できる施設にするためには、身近な方々の意見、市民の意見が必要だと思います。よろしくをお願いします。</p>	<p>施設整備に関する説明、意見交換の場は必要と考えており、これまでも、地元の代表として自治会長さんや校区連絡会の代表者、石原小学校等に経緯等を説明してきました。</p> <p>今後の施設整備に係る説明会等の進め方につきましても、地元の代表者の方と相談のうえ、実施していきます。</p>
【67】 その他 パブリックコメン トのあり方	<p>市は今までの、ただやればよいというパブリックコメントのあり方を改め、市民の声を真摯に聞くようにしてほしい。今までは、市が本気で市民の声を聞こうとしているとは思えない。</p> <p>先の個別施設計画のパブリックコメントには、今までになく多くの市民から声が寄せられた。にもかかわらずそのほとんどの意見は無視されたとしか言いようがなく、わずかに語句の修正が行われたばかりであった。</p> <p>市はパブリックコメントをやるのであれば、その寄せられた意見に真摯に対応して欲しい。もちろん今回提出するこの意見に対しても真摯な対応を望むものである。そうでないと市に対する不信感しか残らず、「本市の生活基盤・社会基盤のあるべき姿について共に考える」気持ちが失せてしまう。</p>	<p>パブリックコメントは、政策等の案を事前に公表し、その案について寄せられた御意見などを、案に取り入れることができるかを検討するとともに、寄せられた意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きのことです。</p> <p>パブリックコメントに対して真摯に向き合うということは、「意見を取り入れるということ」ではなく、「検討を十分に行うこと」ではないかと考えています。</p> <p>御意見は、基本構想・基本計画策定の目的や理念と照らし合わせ、取り入れることができるかを検討していきます。</p>